平成２４年（ヒ）第１号
長崎県平戸市田平町大久保免114番地
清算株式会社　久良間水産株式会社
代表清算人　千葉　康博
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長崎地方裁判所

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第２０９５号
東京都町田市原町田６丁目６番14号
清算株式会社　雑賀屋不動産株式会社
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第２０９２号
東京都港区西新橋１丁目22番14―1001号
清算株式会社　株式会社ＤＫシステムズ
代表清算人　青木　　康
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定の対象となる債権
本特別清算事件の開始決定日である平成24年１月24日（以下「開始決定日」という。）までの原因に基づいて発生した債権を協定債権とする。
2　協定債権の権利変更及び弁済方法
清算株式会社ＤＫシステムズ（以下「会社」という。）は、別紙記載の各協定債権者に対し、以下のとおり弁済し、残余については免除を受ける。
⑴　会社は、協定債権者に対し、本協定の認可決定確定日から１か月以内に、元本及びこれに対し開始決定日の前日までに生じた利息・遅延損害金の合計額（以下「協定債権額」という。）の0.08％の金員を支払う。詳細は、別紙のとおりである。
⑵　協定債権者は、会社から前項の金員の弁済を受けたときは、会社に対し、協定債権額から弁済額を控除した残額及び開始決定日後の利息・遅延損害金の全額につき、その債務を免除する。
⑶　会社は、２⑴の規定に基づく弁済後、会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて支払う。この場合においては、２⑵の規定により会社が受けた免除の額は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
3　弁済の方法
⑴　支払の方法
協定債権の弁済は、会社の本店所在地において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座を指定して振込を希望した場合には、当該口座に振込む方法により支払うものとし、振込に要する費用は会社の負担とする。
⑵　弁済額計算における端数の処理
協定債権の弁済額を計算するにあたって生じる１円未満の端数は四捨五入する。
⑶　協定債権者の弁済受領不能等
会社は、協定債権者の住所変更等のやむを得ない事情により弁済期日において弁済することができなかった場合、速やかに供託を行なうものとし、弁済に遅延した期間にかかる遅延損害金等は生じないものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第３０１９号
大阪市中央区南船場３丁目１番10号
清算株式会社　株式会社タオエンタープライズ
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日である平成23年４月14日以降の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける（但し、株式会社グローバルルート、前田忠子氏の債権については第３記載のとおり）。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する口座に振込送金する方法により実施する。但し、振込手数料は清算会社の負担とする。
⑵　按分弁済の結果生じる１円未満の端数は四捨五入する。
第２　一般債権
1　一般債権の定義
一般債権とは、協定債権のうち、第３記載の債権に該当しないものをいう。
2　一般債権の弁済及び免除
⑴　弁済及び免除
本協定認可決定確定後１ヶ月以内に一般債権額の15.86％を弁済し、弁済時に一般債権額と弁済額の差額について免除を受ける。
⑵　追加弁済
⑴の弁済後、新たな財産が見つかった場合には、当該財産の換価代金から必要な費用を控除した残額を、一般債権者の残存債権額で按分して支払う。この場合、⑴に基づく免除は、追加弁済額について遡って効力を失う。
第３　株式会社グローバルルート、前田忠子による債権の免除について
協定債権のうち株式会社グローバルルート及び前田忠子氏の債権は、本協定認可決定確定時において、それぞれ、全額免除を受ける。
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第６号
千葉県市川市田尻１丁目10番20号
再生債務者　東栄印刷紙器株式会社
1　決議に付する計画案　平成24年３月５日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成24年５月21日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成24年５月14日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成24年５月７日
平成24年３月28日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

再生計画認可

平成２３年（再）第３号
静岡県浜松市北区細江町中川7172番地2418、商業登記簿上の主たる事務所愛知県豊橋市下地町長池73番地
再生債務者　医療法人暢生堂
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年３月28日
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

平成２３年（再）第１号
福岡県飯塚市堀池179番地
再生債務者　株式会社ニューマルシン
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月26日の債権者集会で可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成24年３月26日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再）第２号
福岡県飯塚市菰田西３丁目13番25号
再生債務者　株式会社マルシン
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月26日の債権者集会で可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成24年３月26日
福岡地方裁判所第４民事部

再生手続終結

平成１９年（再）第１号
静岡県伊豆市下白岩371番地の７
再生債務者　片山建設株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成24年３月26日
静岡地方裁判所沼津支部民事部